

ベトナムの原子力発電所建設に係る協力に関する日越政府間の文書 (概要)

平成23年10月
外務省・経済産業省

1 本文書の下での協力

昨年10月の日越首脳会談においてベトナム政府がニントゥアン省の原子力発電所第2サイトにおける原子炉2基の建設の協力パートナーに日本を選ぶことを決定したこと及び日本における先般の事故の徹底的な検証から得られる経験と教訓の共有により両国が原子力安全の強化にコミットしていることを踏まえ、両政府は、両国の事業者による原子力発電所建設プロジェクトの円滑な実施（注）のため、両国で必要な国内手続を完了した後に発効する日越原子力協定や国内法令に従い、協力を実施する。

（注）原子力発電所の建設を日本の事業者が担うことも明記された。

2 協力分野

両政府は、昨年10月の日越共同声明に明記された6分野（①事業化調査（FS）の実施、②低金利かつ優遇的な融資、③安全・先進的な技術の提供、④技術移転及び人材育成、⑤使用済燃料及び廃棄物管理、⑥燃料供給）について、協力を行う。

3 ベトナム政府による協力

ベトナム政府は、プロジェクトの円滑な実施のために、必要な法整備（原子力の平和的利用、原子力安全、核セキュリティ及び原子力損害賠償に関するもの）、プロジェクト・サイトの決定、必要なライセンスの供与、環境影響評価、原子力安全の確保、核セキュリティの確保等を行う。

4 事業化調査（FS）の実施

日本政府は、日本原子力発電によるFS実施を監督するとともに、同社に必要な財政的支援を行う。

5 人材育成

日本政府は、原子力発電所の安全かつ安定した運転のため、約1000人の研修を実施し、人材育成を支援する。

6 ファイナンス面での協力

日本政府は、国際的な原則・規則に従って適用され得る低金利かつ最も優遇的な融資に向けて、適切に取り組んでコミットする。

(了)